

軽度・中等度難聴児の補聴器 購入費を補助します

10月から、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、健全な言語、コミュニケーション能力の習得、社会性の発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を補助する制度が始まります。

▼対象者
次の要件のすべてを満たすことが必要です。
・市内に住所があり、18歳未満であること

- ・身体障害者手帳の対象とならないこと
- ・両耳の聴力レベルが、30デシベル以上70デシベル未満であること
- ・補聴器の装用が必要であると医師の判断を受けていること
- ・同一世帯員に市民税所得割額

市戦没者追悼式を実施します

戦後70周年にあたり、市では、先の大戦において犠牲となられた方々を心から追悼し、御遺族の御苦勞に対し深い敬意を表するとともに、世界の恒久平和を願い、市戦没者追悼式を実施します。

- ・46万円以上の方がいないこと
- ・補助の対象は補聴器の購入費用 ※修理費用は対象外
- ・補助額は基準額の範囲内で補聴器等購入費の3分の2（1千円未満切捨て）
- ・申請時期は補聴器を購入する前に申請が必要です。購入をお考えの際はご相談ください。

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎ 58 - 2111 (内線 1153)

障がいのある方やご家族の 相談に応じます

身体障がい者相談員・知的障がい者相談員が、障がいのある方やご家族の相談に応じます。悩み事や困っていることがありましたら、ご相談ください。

■身体障がい者相談員

沼尻 和夫さん ☎ 21-7002 小張 4785
高橋 健次さん ☎ 52-4216 筒戸 1117-1
永田 みち子さん※ FAX58-8094 谷井田 1290-44

※ FAX による相談のみ

■知的障がい者相談員

飯村 晴代さん ☎ 58-6592 小張 2793
鈴木 恭子さん ☎ 52-6856 絹の台 6-17-17

問 伊奈庁舎社会福祉課 ☎ 58 - 2111 (内線 1153)

水道の開栓などインターネットによる 届け出が可能に

インターネットや携帯端末未を利用して各種届け出が行えるようになります。

■利用開始日

10月1日(木)

■利用できる届出

- ・使用開始（開栓）届出
- ・使用中止（閉栓）届出
- ・市内転居などに伴う使用中止
- ・使用開始の届出
- ・納入通知書などの送付先の変更届出

■利用方法

市ホームページ(上下水道課)からアクセスしてください。手数料は無料です。
※インターネット接続費用や、携帯電話などのパケット費用は利用者負担となります。
※今まで通り電話や窓口などでも受け付けできます。

問 水道料金お客様センター
☎ 52 - 6100

水道管の洗浄を行います

水道水中に含まれる鉄分が、長年の使用により水道管の内壁に付着し、消火活動や断水時における水圧の変動により、付着していた鉄分が剥がれ落ち、にごり水が発生する可能性のある地区があります。

■対象地区

今年度対象となるのは、次の地区です。

細代、寺畑、杉下、西ノ台、西ノ台南、小絹(一部)、筒戸(一部)

市ではこれらの地区を対象に、配水管の洗浄作業を実施することで、にごり水の発生を未然に防止し、より安心・安全な水道水の供給に努めていきます。

問 谷和原庁舎上下水道課 ☎ 58 - 2111 (内線 8207)